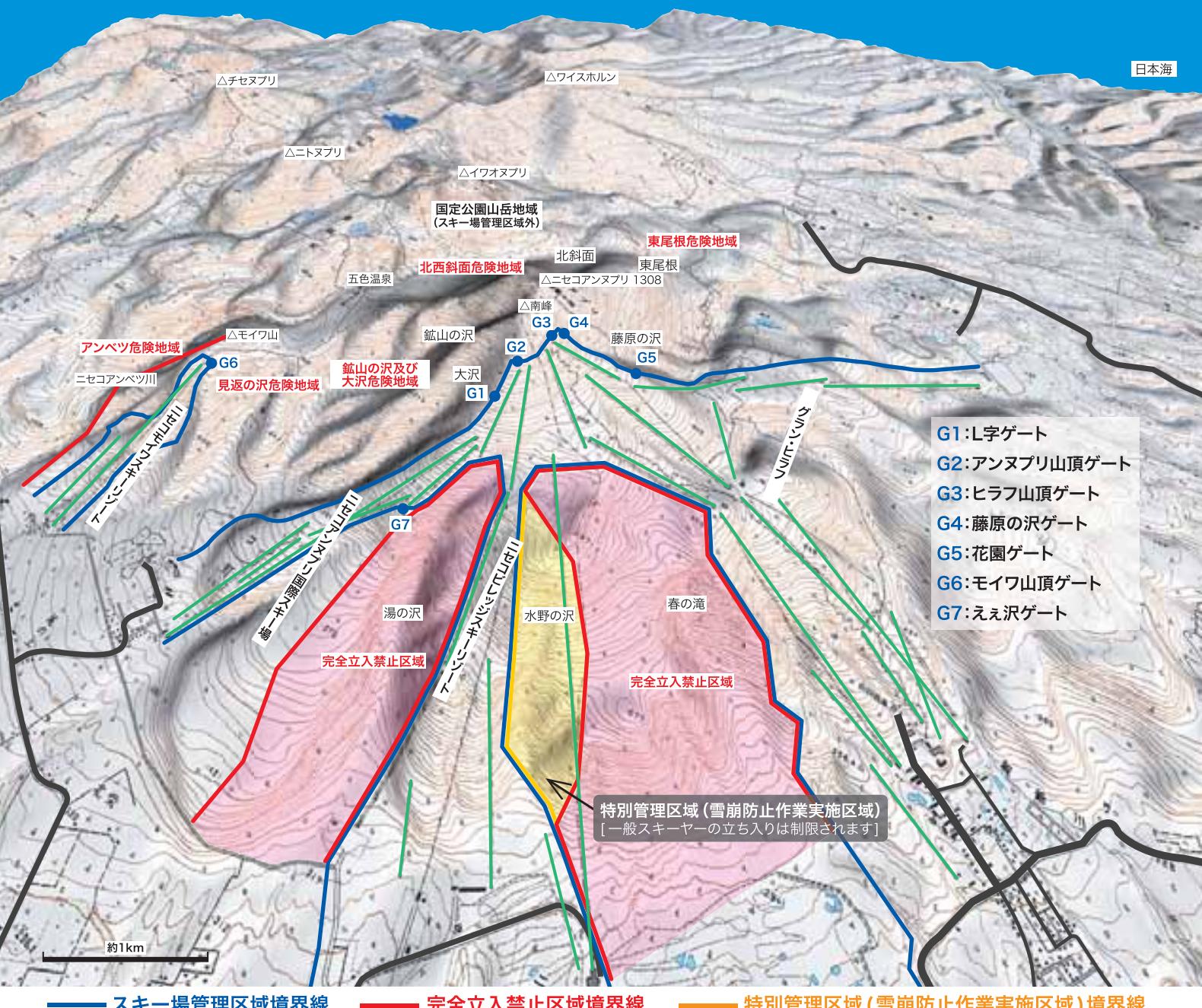


ニセコルール

Niseko Rules

ニセコルールはスキー場管理区域外を滑走する人々と、すべてのスキー場利用者の安全のために作られた地域の公式ルールです。



①! 「完全立ち入り禁止区域」には
いかなる理由があろうと入ってはならない
湯の沢及び春の滝は、ニセコルールの「完全立ち入り禁止区域」です。これら2つの谷を滑走するとリフト券を没収します。

②! ロープをくぐってはならない
すべてのロープをくぐることを禁します。これらの行為を行うとリフト券を没収します。管理区域外へはルールで定められたゲート（国定公園への出口）から出なければなりません。

③! スキー場管理区域外は安全管理が行われていない
ニセコアンヌプリ山頂を含むスキー場管理区域外は国有林または道有林であり、国定公園です。管理区域外はスキー場によって管理されていません。ニセコルールは管理区域外滑走、山頂登山には危険が伴い、自己責任が問われることを明らかにします。

④! ゲートが閉じられているときは
管理区域外に出てはならない
スキー場はニセコルールに基づき、高い危険が予想される日にはゲートを閉鎖します。

⑤! **ニセコなだれ情報**
「ニセコなだれ情報」はニセコルールの公式情報です。この情報はリフト乗り場、各ゲート及びインターネット上に掲示されます。

⑥! **管理区域外での捜索救助費用**
スキー場管理区域外で事故が発生し、スキー場パトロールが捜索救助活動を行う場合、スキー場はニセコルールに基づき、当事者に実費を請求します。

⑦! **スキー場及び山岳パトロール**
スキー場管理区域内外を問わず、ニセコルールはすべての利用者がスキー場パトロール、後志(しりべし)山岳パトロールの指示に従うことを求めます。

⑧! **ルールの趣旨**
スキー場と地域はニセコルールの精神に基づき、利用者の自由を尊重し、その安全に重大な関心を持ちます。

ニセコルールはニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会、ニセコスキー場安全利用対策連絡協議会、ニセコフリー・パスポート協議会、後志地方山岳遭難防止対策協議会によって定めされました。

